

(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部の情報誌

Ameg Con 通信

発行日：平成 20 年 10 月 1 日

発行元：

(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会
神奈川支部

〒231 横浜市中区寿町 1-4

-0026 労働プラザ 7F

Tel/Fax 045-633-3618

E-mail: conkanashibu@ybb.ne.jp

<http://www.geocities.jp/conkanashibu/>

危険体感研修受講体験記

今年度より開始された厚生労働省委託事業の『危険感受性向上教育』の指導員養成のための研修を平成二十年九月二十七日(土)に住金マネジメント株式会社テクノプラザにて受講してきました。受講した感想は、内容が大変興味深くまた参考になったというのが実感です。

研修内容は、高所危険体験、回転体危険体験、玉掛危険体験、電気危険体験、溶接危険体験、死角危険体験等があり、身をもって体験することにより危険の要因を身近に感じることができました。

高所危険体験では、重さ約七十キログラムの物体を高さ五メートルの位置から自然落下させたときの衝撃荷重は自重の約五十五倍(約3・9トン)と想像以上の衝撃であること、体感、一本吊安全带を使用してぶら下がったときに安全帯を腹に掛ける位置により内臓への影響が違ふこと、体感、ハーネス型安全带を装着してぶら下がった場合と一本吊安全带を使用してぶら下がったときの違いの体感、固定梯子及び移动式梯子の安全な昇降体験等を経験しました。

回転体危険体験では、回転体の露出部による衣服や手袋の巻き込まれをタオルの巻き込まれで体感、ロール機に巻き込まれたロープの引き抜き(絶対に無理)の体感、ロール機に手工具等が巻き込まれ引つ張られるときの衝撃体験、竹筒を手の指に見立てて巻き込まれたときの骨の碎ける体験等で巻き込まれると退避行動が取れないことを実感しました。

玉掛危険体験では、一本吊時のより戻し現象の体感、過荷重によるワイヤの切断と鋭角部との接触によるワイヤの切断

面の違いの体感、竹筒を手の指に見立ててワイヤへの挟まれるの疑似体験、クレーン操作は人間が操作しているので常に誤操作をする可能性があることの体験等でしたが、玉掛ワイヤには安全係数6が掛かっているため切断荷重まで荷重を掛ける機会は少なくワイヤが切断する瞬間は興味深いものがありました。

電気危険体験では、二十ボルトを流した活線に素手で接触することにより感知程度の感電体験、漏電した電気工具を使用した漏電体験と漏電遮断器とアース線の重要性確認、過電流による電線の加熱の体験、たこ足配線の危険性の体験等の体験をしました。感電体験では電気風呂の感電を思い出しました。

溶接危険体験では、アーク溶接時に発生する粉じんをろ紙で捕捉することにより粉じんの発生量(十五秒のアーク溶接作業でろ紙一面に粉じんが0・5ミリ程度付着)の確認体験、溶接時のアースの取り方による危険等の体験をしました。

死角危険体験では、手押し台車に荷物を積み、死角範囲の確認及び狭いクランクコースの歩行体験をしました。これは死角というより、台車を押す人の性格及びセンスが大きく影響する印象を受けました。

約半日の実習で、座学では掴めない危険要因と直面することにより、安全行動の重要性を再確認しました。また、頭での理解と体での理解との差を痛感する半日でした。(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会では今年の終わり頃に国内約八十箇所『危険感受性向上教育』を実施しますので、この機会に事業者の皆様も体験されては如何ですか。

(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部の情報誌

Ameg Con 通信

発行日：平成 20 年 10 月 1 日

発行元：

(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会
神奈川支部

〒231 横浜市中区寿町 1-4

-0026 労働プラザ 7F

Tel/Fax 045-633-3618

E-mail : conkanashibu@ybb.ne.jp

<http://www.geocities.jp/conkanashibu/>

危険感受性向上教育の開催予定

(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部では、神奈川県内で五回の『危険感受性向上教育』を実施します。実施時期は、十一月から来年一月を予定しており、教育内容は前記の指導員養成研修の内容を参考にカリキュラムを組む予定にしています。

この研修は、厚生労働省委託事業のため、受講者は往復の交通費のみの負担で『危険感受性向上教育』が受講できますので、危険体験に興味のある事業場或いは将来危険体験ができる設備の設置を検討中の事業場の皆様、この機会に担当者を『危険感受性向上教育』に参加させて見ませんか。

受講者数等制限(十人程度/回 合計五十人程度)がありますので、詳細は神奈川支部事務局までご問い合わせ下さい。



平成二十年度危険性又は有害性等の調査普及促進事業(B特)

今年度も厚生労働省の委託事業の『危険性又は有害性等の調査普及促進事業(リスクアセスメント安全衛生診断)』が発注され、神奈川県内で一般のリスク診断二十四件、衛生のり

スク診断四件を各労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントが担当し、対象事業場を訪問し指導します。

この事業は、労働災害防止を図るために総合的な改善措置を講ずる必要がある中小規模事業場等に対して、専門家による危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメント)に係る安全衛生診断等を実施するもので、平成十八年四月一日施行「改正労働安全衛生法」の中のリスクアセスメントの普及及び事業場の安全衛生水準の向上を目指す事となって居ります。この診断を機会にリスクアセスメント導入のきっかけ或いは有効なリスクアセスメントの展開等の参考とし、貴社の安全衛生水準の向上に役立てて下さい。

事例① 経験豊富な専門家と共同で指導業務を行い、喜ばれた事例です。

喜ばれた事例です。

ある得意先から、工場の廃液処理作業を協力会社に委託するに当たり、その作業全般についてリスクアセスメントを実施したいので、リスクアセスメントについての指導をして欲しいとの依頼を受けました。通常は一人でリスク評価表をもとに指導しますが、今回は化学薬品関係の指導の経験があるコンサルタントと共同で事業場を複数回訪問し、現状の把握及び点検の後にご指導致しました。

私達コンサルタントから見ると、通常作業として長年行っている作業の中には、防毒マスクや保護衣をこの先五年も十年も付けなければ仕事が出来ないのか、或いは、もう一段上の低減対策は本当に無いのか等々に言及し指導しました。視点を変えた専門的な指導の結果、本当に喜ばれました。